

相続登記未了に係る課税誤りへの対応について

固定資産の所有者が死亡し、その資産について相続登記未了の場合には、相続人代表者の個人の資産と死亡者の資産を分けて課税する必要があったものを、誤って相続人代表者の個人の資産と合算して課税していたものがあることが判明しました。その後、こうした事例のある市町に行き、どのように対応されたか伺うなかで、本町として、解消に向けた調査と還付の手続きを進めてまいります。

関係者並びに町民の皆さまに深くお詫び申し上げますとともに、解消に向けて取り組んでまいります。

◇資産税係調査対策室の設置

- ・令和元年8月1日に資産税係調査対策室を設置し、職員2名、業務援助1名の体制で解消のための作業を開始しています。
- ・今年度での対象件数は、1,200件程度と予想しており、業務完了までは2年程度の調査期間が必要になります。
- ・調査状況については、進展に応じて、適時お知らせします。

◇次年度課税での適正化に向けてのお知らせ

次年度は、こうした誤りを是正するため、令和2年1月1日時点の所有者ごとに固定資産税を課税することになります。このため、次に該当される人には、令和2年2月中に、次年度からの見直しの内容についてお知らせをお送りする予定です。

- ・相続人代表者の個人の資産と死亡者の資産が混在しており、今後も合算して課税されるおそれのある人
- ・個人名義の資産と共有名義の資産が混在しており、今後も合算して課税されるおそれのある人

◇相続登記未了に係る課税誤りの参考例について（詳細は町ホームページをご覧ください。）

次年度は合算を解除しますので、お手元に届く納付書の数が増えます。

（合算解除前）Aさん宛 ①通

| 所在地 | 所有者 |
|----------|-----|
| 田布施町〇〇1番 | A |
| 田布施町〇〇2番 | A |
| 田布施町〇〇3番 | B |

（合算解除後）Aさん宛 ②通

| 所在地 | 所有者 |
|----------|-----|
| 田布施町〇〇1番 | A |
| 田布施町〇〇2番 | A |
| 田布施町〇〇3番 | B |

・計算例

所有者Aと所有者Bが所有する固定資産（土地・家屋）が合算されて課税された場合（合算解除前）と別々で課税された場合（合算解除後）を比較します。**現時点の調査では、合算を解除しても税額に影響が出ない場合が約半数を占め、残りの半数（影響が出る場合）のうち約7割が影響額1,000円未満と見込まれます。**詳しい計算式は町ホームページに掲載しています。なお影響額は1年を基本として計算しています。

【参考例1】影響額：100円（影響が出る場合の最も多い例）

| 所有者 | 課税標準額 | | | 合算解除後の税額 |
|----------|-------|------|---------|------------|
| | 土地 | 家屋 | 計 | |
| A | 52万円 | 25万円 | 77万円 | 10,700円 |
| B | 52万円 | 25万円 | 77万円 | 10,700円 |
| A+B | 104万円 | 50万円 | 154万円 | 21,400円 |
| 合算解除前の税額 | - | - | 21,500円 | (影響額) 100円 |

【参考例2】影響額：1,000円未満

| 所有者 | 課税標準額 | | | 合算解除後の税額 |
|----------|-------|-------|---------|------------|
| | 土地 | 家屋 | 計 | |
| A | 100万円 | 7万円※ | 100万円 | 14,000円 |
| B | 200万円 | 150万円 | 350万円 | 49,000円 |
| A+B | 300万円 | 157万円 | 457万円 | 63,000円 |
| 合算解除前の税額 | - | - | 63,900円 | (影響額) 900円 |

※課税標準額は、土地の合計が30万円未満、家屋の合計が20万円未満のものは課税の対象となりません。このため【参考例2】の中にある家屋7万円は、合算を解除した後で課税標準額を計算する場合は0円となります。